

「児童福祉法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則の一部を改正する規則」の概要

1 改正趣旨

「児童福祉法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則」では、児童福祉法第20条第1項の規定による療育の給付、第22条第1項の規定等による助産施設等における助産等の実施、第33条の規定による児童の一時保護又は第33条の6第1項の規定等による自立生活援助の実施等について、必要な事項・様式を定めています。

今般、児童福祉法の改正により、一時保護委託者の登録制度が創設されたことに伴い、県規則においても所要の改正を行いました。

2 改正内容

	改正内容	改正箇所	関係法令等
1	一時保護通知書（第44号様式）の通知対象となる一時保護に、登録一時保護委託者等による一時保護の規定を追加した。	第19条	改正児童福祉法第33条第1項、第2項、第21項、第22項
2	一時保護委託の登録制度の創設に伴い、国ガイドラインの様式例に合わせて、様式中「第33条第1項（第2項）」を「第33条」に改めた。	一時保護通知書（第44号様式）	・改正児童福祉法第33条第1項、第2項、第21項、第22項 ・一時保護のガイドライン（P76）

3 施行日

令和8年10月1日